



Title	『宋書』沈約自序について
Author(s)	川合, 安
Citation	北海道大學文學部紀要, 47(4), 1-23
Issue Date	1999-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33735
Type	bulletin (article)
File Information	47(4)_PR1-23.pdf



[Instructions for use](#)

『宋書』沈約自序について

川 合 安

はじめに

南朝・宋(四二〇～四七九)の歴史書『宋書』の卷一百は、撰者沈約(四四一～五一三)の自序である。少暉金天氏の子孫で水官の長の昧にはじまって沈約自身にまでおよぶ呉興郡武康県の沈氏の系譜が大部分を占め、『宋書』紀伝完成時点(四八八)での上表文を含めても、沈約自身に関する記述はきわめてわずかである。¹⁾

沈約がもつとも紙数を費やして論述するのは、祖父林子の生涯であり、ついで父璞、伯父亮(璞の兄だが林子の兄

田子の後を継ぐ)、田子の順になつてゐる。宋王朝創業者劉裕と主従關係を結び、やがて佐命の功臣にまでなつた林子と、宋王朝第三代文帝の「元嘉の治」のもと、地方行政に手腕を發揮し、北魏軍南進(四五〇～四五二)の際には盱眙太守として防衛戦に文字通りの大活躍を演じながら、皇太子劼と第二皇子濬による文帝殺害から第三皇子駿(孝武帝)の即位に至る過程(四五三)で、皇太子派に加担したという嫌疑によつて殺害された璞と、二人の生涯を軸に、宋王朝前半までの沈氏の動向が論ぜられてゐるといつてよいであらう。なかでも叙述の力点が置かれるのは、①宋皇室劉氏と沈氏との関わり、②劉裕の北伐や北魏軍南進など対北方關係、③魏地方行政である。このうち、②と③とは「史臣曰」の条等における沈約の史論とも共通の視点であるが、①は自序のみにみられる叙述であるというだけでなく、父璞の名誉回復とも關係して自序におけるもつとも重要な論点を形成しているように考えられる。本稿では、『宋書』自序に記載されるこの宋皇室劉氏と沈氏との関わりをとりあげて、この点を詳述した沈約の意図を明らかにするとともに、当時の主従君臣關係のあり方全般にも考察を推し及ぼし、南朝の国家社会の特質を考えるてがかりとしたい。

第一章、劉裕と沈林子

宋皇室劉氏と沈氏との関わりは、沈林子が劉裕と主従關係を結んだ時にはじまる。その背景には孫恩の乱の際に、孫恩の教団と関わりがあつた林子の父、そして祖父らが反乱側の一味として処刑された事件があつた。『宋書』自序の記すところは次のようである(以下『宋書』自序からの引用の場合出典を省略)。

錢唐の人杜子恭は靈に通じ道術があり、東土の豪家や都の貴望は、みな杜子恭に仕えて弟子となり、弟子として

の礼をつくした。(林子の祖父)警は代々道教を信奉していたので、やはり杜子恭に仕えた。杜子恭が死ぬと、門徒の孫泰・泰の弟の子の恩が宗門を受け継ぎ、警は引き続きこれに仕えた。隆安三年(三九九)、孫恩が会稽で乱をおこし、自ら征東將軍を称すると、三呉地方はみな呼応した。(林子の父)穆夫は当時會稽にいたので、孫恩は前部參軍・振武將軍・余姚令に任命した。その年十二月二十八日、孫恩は劉牢之に破られ、輔國將軍高素が山陰県の回踵嶽で穆夫及び孫恩任命の呉郡太守陸瓌之・呉興太守丘厓をとらえ、彼らはともに殺害され、箱詰めになされた首が都に送られた。この事は『隆安故事』に見える。これ以前、一族の沈預はもともと士大夫にふさわしい行いが無く、警に憎まれていた。この時警は穆夫が乱に關与したことを聞き、逃げ隠れて官憲の追究を免れようとしたが、沈預は官憲に告発し、警と穆夫、それに弟の仲夫・任夫・預夫・佩夫が殺害され、穆夫の子の淵子・雲子・田子・林子・虔子だけが免れた。

この事件の後も、林子らが官憲の追究を受ける立場にあつたことには変わりがなく、その苦境のもとで沈預に対する復讐の念はいよいよ高まる。

一門は孫恩の一味という嫌疑をかけられ、林子兄弟も誅殺される運命にあつたので、草原や湿地帯に逃げ隠れして、常に誅殺を恐れていた。一方、沈預の家は強富をほこつていたので、これを滅ぼすことを心に誓つた。林子は兄たちと昼は潜伏し夜に外出し、居宅を売つて、墓地を造営し、父・祖父・叔父たち六人を葬り、儉約ではあつたが礼をつくした。時に一家の生業はなくなり、老人や子供が多く、江東地方は飢饉にみまわれ、子供をとりかえて食うような状況となり、外には官憲の追究が迫り、内には強力な仇を恐れ、山野に潜伏して、身のおきどころもなかつた。

このような一門の危機の中で、林子らは劉裕との主従関係に活路をみいだすこととなるのである。

当時、孫恩がしばしば会稽に出撃しており、東晋政府の諸將の江東へ討伐に来る者があいついだ。劉牢之・高素らはその部下を放任して、略奪と乱暴の限りをつくしたが劉裕のみは軍政厳明で、侵犯することがなかった。林子はそこで自ら劉裕に帰順していった。「孫恩が反乱して、私の一門はみな無理に従わされ、父・祖父・叔父たちはみな災難にあつたというのに、まだこの世におめおめと生きておりますのは、復讐をとげておらず、年寄がみよりがないためです。今日將軍が悪を討ち善を表彰して、規律ある軍隊でありますのを見て、老人子供をつれて帰順し、助命をお願いする次第です。」と。よつて涙を流しむせび泣き、全軍これがために感動した。劉裕は林子を非常にすぐれた人物と認め、「君は國家の罪人であるうえ、手強い仇も郷里にいる。自分にしたがつて京口にくれば、安全に暮らすことができる。」といい、別の船にのせた。林子は、ついに一家をあげて京口に移住し、劉裕はこれに住宅を給付した。

「國家の罪人」という境遇にあつた林子は、孫恩討伐の諸將の中でも、とくにすぐれた人物と自ら判断した劉裕のもとに身を投じ、劉裕に認められた上で主従の関係を結び、劉裕の軍団の根拠地である京口に住宅を給付される。主君劉裕の「御恩」を受けることとなつたわけである。林子はこの「御恩」に報いるべく、京口における劉裕の桓玄打倒クーデターに参加し、健康平定戦にも加わつた（四〇四）。なお、この戦争には、林子の兄、淵子と田子も従軍した。この戦争のあと、林子と田子とは復讐のために帰郷する。

沈預は林子に殺害されるのを心配して、常によろいを着用し、ほこをたささえた。この時に至つて、林子は兄の田子と呉興に帰つて復讐することにした。五月の夏祭りの日がくると、沈預は盛大に宴会を催し、子弟がホール

に満ちあふれた。林子兄弟はその真つ只中に飛び込み、預の首を斬り、男女とも長幼の区別なくごとく殺害すると、預の首を父祖の墓に供えた。この復讐をとげたことよつて呉興郡から辟召を受け、劉毅も板授によつて冠軍参軍にまねこうとしたが、すべて辞退した。林子は一家が悲惨な目にあつたので、仕官の意志はなく、劉裕が丁重に要請しても、長年にわたつて出仕しなかつた。劉裕が揚州刺史となると(四〇八)、林子を辟召して従事に任じようとして、「おまえはどうしていつまでも仕えないでいられようか。このごろおまえに要請しているのは、万人におまえのこの心を見せたいと思うからなのだ。」と。固辞したが断りきれなくなつて、就職することとなり、建熙令を領職し、資中県五等侯の爵位を授与された。

兄の田子とともに復讐をとげた林子は、その後仕官の意志がなかつたが、四〇八年、揚州刺史となつた劉裕の要請を受けて、揚州従事・領建熙令に就任した。田子も劉裕の鎮軍將軍府の参軍となり、營道県五等侯の爵位を授与されている。淵子については、復讐のために帰郷したかどうか一切記述がなく、おそらく復讐には参加せず、田子・林子よりも先に鎮軍將軍府の参軍となつていたのではないかと考えられる。繁時県五等侯の爵位を授与されている。

その後、林子は、劉裕の中軍將軍府行参軍として南燕討伐に従軍する(四〇九)。この討伐軍中には一族の沈叔長も参加していた。この沈叔長とかかわつて、次のような事件が従軍中におこつている。

孫恩の後継者である盧循が根拠地の広州から建康目指して進軍を開始した時、南燕の首都広固はまだ陥落しておらず、盧循は使者を派遣して林子や「宗人」沈叔長と結ぼうとした。林子はただちに劉裕にこのことを密告したが、叔長は報告せず、かえつて盧循の意向を伝えて林子に誘いをかけた。叔長は元來勇敢であり、劉裕は南燕がまだ平定されていないため、このことを隠しておき、広固に帰還するや叔長を誅殺した。

討伐軍には田子も参加していたが、この事件とのかかわりについての記述はみられない。南燕討伐軍には、田子・林子兄弟に加えて、「宗人」沈叔長も従軍していたが、三人が行動を共にしていた形跡は皆無であり、彼らは沈氏としてまとまって従軍したのではなくて個々の武將として従軍したと考えるのが妥当であろう⁽³⁾。もとより、個々の武將として従軍していても、同宗意識で結合する場合もありえたのであって、それゆえにこそ、沈叔長は林子にさそいをかけてきたのである。さらにはいえば、父や祖父が信奉していた天師道教団とのつながりからいっても、叔長との同宗意識を選択した場合と同じ結果になるのであって、盧循側に立つという選択肢も十分にありえたのであるが、林子は叔長との同宗意識や天師道教団とのつながりを捨てて、劉裕との主従関係を選択したのであった。

南燕討伐軍は、建康に帰還するや、盧循軍との戦闘に備えなければならなかった。この危機的状況に際して、孟昶・諸葛長民ら首脳部は遷都を主張するほどであったが、林子はかえって家族を建康へ移住させる⁽⁴⁾ことを願い出て、劉裕に激賞されている。その直後の建康防衛戦においても殊勲をあげた林子は行参軍から参軍への昇格を果たしたのであった。

参軍としての林子は、

劉裕の征討のたびに、先鋒をつとめて前に居り、自分の指揮下の部隊を持つてはいたが、夜になると、劉裕の命令によって劉裕の身边を警護すべく呼び戻された。

とあるように、劉裕側近の武將として最精鋭部隊のひとつを率いていた。もとより、この記載には相当の誇張がふくまれていようが、林子と劉裕との主従関係強化は、

義熙十一年（四一五）、高祖（劉裕）が館を建康都亭里の運巷に下さった。

という記載からも推測される。さらに、義熙十二年、後秦討伐戦に着手した劉裕は、林子を太尉府・征西將軍府・平北將軍府の三府の中兵參軍に任命している。この中兵參軍こそは、軍府の兵力を統轄し、府主の腹心ともいべき立場にあつたのであつて、劉裕と林子との關係を客觀的に示しているといえるのではなからうか。このような劉裕の腹心ともいべき林子の立場は、後秦討伐後の次の逸話にもよく現われている。

林子が帰還すると、朝議は林子を一州八郡の長官に任命しようとしたけれども、劉裕は林子の才智を重んじて、地方官に出させなかつたのである。そのため林子は出仕以来、軍事上の要職をつかさどり、戦争の行われている地点でない限りは、地方官となることはなかつた。後に劉義隆（劉裕の三男、文帝）が荊州の長官に任ぜられ、林子と謝晦とを府佐に任命しようという議があつた時、劉裕は「わしは急に二人にいなくなされるのはこまる。林子が行くなら、謝晦は出てはならぬ。」といった。そこで林子を義隆の西中郎將府の中兵參軍に任命し新興太守を領職させた。

林子は謝晦とともに劉裕の腹心であつたが、劉義隆の荊州出鎮にともない林子は義隆の府佐として割愛されることとなつたのである。

こうしていつたん劉裕のもとを離れた林子であつたが、劉裕即位後（四二〇）、府主の劉義隆が入朝したのに随行して、都へやつてくる。その滞在期間中に母が死去したが、三年の喪に服することは許されず、輔國將軍として領軍將軍謝晦を助けて軍国の大事についての諮問を受けたといわれる。しかし林子は、四二二年、劉裕よりやや早く病死する。林子の病状を案じる病身の劉裕に対して林子の死は結局知らされなかつたという。このような記述にも誇張がないとはいえないが、両者の間に主従の情誼が存在していたことは事実と思われ、とりわけ林子とその子孫にとって劉

裕との主従関係は特別の意味をもっていたことはまちがいないのである。劉裕——沈林子双方の死によって、この主従関係がどのような変遷をたどったかは、章を改めてみることにしよう。

第二章、宋の文帝と沈氏

四二四年に、劉義隆は宋王朝第三代皇帝に即位した(文帝)。劉義隆の荊州長官時代に沈林子がその軍府にはいったことは前にみたが、この関係は「旧恩」として、文帝と林子の諸子と双方に認識された。林子の長子邵に関しては次のようにみえる。

文帝は林子との「旧恩」によつて邵を宮中に召した。邵は宮中に入り拜謁すると涙を流し、文帝も悲しみにたえられなかった。

また、林子の末子璞の場合にも、璞が南平王国左常侍に任命された際に、文帝が面接して次のように言っている。

わしは昔幼くして州鎮長官となつたとき、おまえの家は親要の地位にあつてわしを補佐してくれた。

ここには、「旧恩」ということばこそみえないけれども、まさしく「旧恩」の内実そのものが表現されている。

林子の第二子で、林子の兄の田子を継いでいた亮については、次のような記載がある。

文帝は揚州に命じて邵の弟亮を辟召させたが、邵は従弟の正が早くに父をなくしていたので、その恩を正に移すことを願い、文帝は褒めてこれを許可した。

これによれば、「旧恩」は亮にも及ぶはずであったが、邵の申し出によつて淵子の子、正に移されたのであった。「旧

恩」は、本来、林子の三人の男子すべてに及ぶはずのものであったのである。亮の受けるべき恩を移してもらった正は、二十歳で揚州の従事に辟召され、その後、県令や参軍等を歴任しているが、特に文帝との関係を示す記述はないので、以下では、邵と璞とについて、文帝との関係を詳しくみていくこととしたい。

(a) 沈邵

沈邵は、林子の長子として、父の爵（漢寿県伯）をつぎ、駙馬都尉・奉朝請となった。⁽⁸⁾ その際、先に述べたように文帝から宮中に召しだされた後、

ちようど強弩將軍に欠員があつたので、文帝は録尚書事劉義康に詔して、「沈邵は人柄は悪くないし、わしは林子と非常に親密であつたことでもあるので、欠員に補充してほしい。」といった〔(原注) この事は宋の文帝の中詔にみえる〕。それで強弩將軍を拜命することとなった。

とあるように、文帝の希望で強弩將軍（五品、定員一名）に任ぜられた。この記事にはわざわざ宋の文帝の中詔⁽⁹⁾が注記されるが、ほかにも任官や昇進にかかわる記述において、このような注記が頻見する。この注記は、自序の記述が沈約の家の記録のみによるのではなく、客観的な裏付けのある事実であることを主張するものと考えられよう。沈邵はその後、南兗州管内、鍾離郡の太守として六年在任して治績をあげた。当時の逸話として、

南兗州刺史劉義恭は文帝に上啓して、「盱眙太守劉顛真が解任を願ひ出ております。沈邵はさきに赴任して治績があり、民衆の評判もよいので、もし鍾離太守から続けて盱眙太守の任をお授けになれば、立派な太守となるに十分でしょう。」といった。文帝は許さず、「沈邵は何年も中央にもどることを願つておるのに、またかかる『流遷』を行つたりしたら、きつと大いに不満であるに相違ない。」といった〔(原注) この事は宋の文帝の中詔にみえる〕。

とある。有能な地方長官として管下の郡で引き続いての活躍を望む劉義恭に対して、文帝は本人の中央復帰の希望を尊重すべきである旨、回答したというのである。その結果、邵は、都に留まって右將軍・南徐州刺史をつとめていた劉義季の右將軍府の中兵參軍となった。その後、文帝の寵愛する第二皇子劉濬が後將軍府を開くと、後將軍府の中兵參軍に転じ、さらに中央政府の通直散騎侍郎（五品）となり、文帝の側近として勤務することとなる。

当時、文帝は行幸することが多く、帰りは夜間にかかることもあったので、邵は上啓して意見を述べ、それで文帝は外出をひかえるようになった。そのほかにも政治上重要な案件につきひそかに意見を述べ、文帝はみな聞き入れ、深く寵愛をもって待遇し一日中側近にあつて、外出の際に、文帝と同乗を命ぜられることがあった。文帝が南郊の祭祀を行った時には、特に邵に詔して侍中（三品）を兼ねて玉璽をたずさえ、侍中にかわつて同乗するように命じた。

とある如くで、誇張をふくむにせよ、文帝の信頼する側近の一人であったことは確実であろう。その後、元嘉二十年頃、十七年十月より予章に出鎮（事実上の配流）していた皇弟劉義康の¹⁰大將軍府中兵參軍として予章城の防備（劉義康の監視）をまかされ、二十二年十二月、義康が大將軍を解任され庶人とされて安成郡に配流されてからも、引き続き安成相として義康の監視を委ねられている。沈邵は二十六年、この安成の地で死去している。

(b) 沈璞

沈璞は、二十歳をすぎてから吳興郡の主簿に辟召されていたが、その後、南平王国の左常侍に任命された。その際の状況は次のようである。

文帝が面接して、「わしは昔幼くして州鎮長官になったとき、おまえの家は親要の地位にあつてわしを補佐してく

れた。今回の人事は、おまえを軽んじてのことではないのだ。南平王（文帝第四子、劉鐔）の家の事は、一切おまえにまかせるから、王国の官は清官のコースからはずれているからといって不満をいだいたりしてはいけな
い。」といった。

王国の官はいわゆる次門層の起家官として知られ、文帝のことばにもあるように、文帝と林子との「旧恩」を考えれば、不当とうけとめられかねないポストであった。文帝のことばはいいわけではあるが、皇子の家の事をまかせるといつている点は注目されよう。この後、元嘉十七年、璞は、文帝の寵愛をあつめて後將軍・揚州刺史の要職に任命された第二皇子劉濬のもとで揚州主簿（揚州刺史の秘書長）に任命されている。この揚州主簿時代の逸話が次のように伝えられている。

当時順陽出身の范曄が後將軍府長史として、揚州の事を代行（行事）していた。范曄はかなり粗忽な性格であったので、文帝は璞を召して、「神畿である揚州の政治は容易でないことに加え、濬は幼年で長官となったこともあって、万人が行く末を注視しているから、賞罰の得失については、特別慎重に考慮すべきである。范曄は粗忽なのできつと同意できない点が多いに相違ない。おまえこそ腹心として信頼するところなのだから、ひそかに心がけるようにすべきである。彼は長官代行ではあるが、実際はおまえに委任するのだ。」といった。璞は重要な任務待遇を与えられたので、日夜おこたらず、意見があると、ひそかに上啓し、実行の段階では、必ず文帝から命令を出してもらった。范曄は文帝が揚州の政治に留意し観察しているのだと思って、いつそう恭順慎重にふるまったが、沈璞と文帝との関係には気付かなかつた。揚州主簿に在職すること八年、揚州は大いに治まり、民衆に非難の声があらなかつたのは、璞の力である。元嘉二十二年、范曄は謀反事件をおこして誅殺され、劉濬が自ら政

『宋書』沈約自序について

務をとるようになってからも、州の事は一切璞にまかせていた。文帝はくつろいで劉濬にいった。「沈璞は政務において少しのあやまちもなく、家にあつては孝友の評判があり、学問は優秀で才能も十分であり、文章もすばらしいというのに、落ち着いて静かにしていて、名譽を求めようとしないのは、非常に佳い。おまえはひたすら沈璞に政務を委ねておればよいので、彼と面談を欠かさぬように。」と。劉濬はもともと璞を評価していたが、さらに文帝のこの意向にも従つた。

璞が元嘉十七年より八年間も揚州主簿に在任したのは、何よりも皇子劉濬を氣遣う文帝の意向によるものであつたが、直接の主君である劉濬自身との間にも情誼關係が生じた。前引の記事について、文学的創作を通じての劉濬と璞との親密な交際に関する逸話が記載されている。

元嘉二四年、劉濬が成長したので、璞は揚州主簿の職を辞し、文帝はこれを許可したものの、たいそう不満で、璞を劉濬の始興国大農に転任させ、まもなく秣陵令に任命した、という。王国大農のような濁官に転任させたところに、文帝の怒りが現われているとみられようが、それはあくまで劉濬のもとに置いておきたいという意図とも解釈し得る。秣陵令にしても揚州管下、都近くの県令であつて、劉濬との關係がまったくなくなつたわけではなからう。事実、璞が病気で秣陵令を退職した後、二六年に劉濬が征北將軍・南徐兗二州刺史に転任した際、次のようないきさつで璞は劉濬の軍府の幕僚となつてゐる。

劉濬は璞に「わしは南徐州に出るので、おまえは寝たまままでわしを補佐してほしい。」といつた。文帝は劉濬に詔して、「沈璞は長年主簿を務め、また国卿（大農）も経験しており、軍府の行參軍になつたことはないが、今回はもとより正參軍とすべきではないか。もしそうであるなら正參軍として中兵以外の部局に任命しておいて、中兵

のことを兼任させればよいし、そうでなければ、行参軍として中兵担当に任命すれば選挙の体例上優遇しすぎた。いうことにはならないだろう。」といった〔原注〕この事は宋の文帝の中詔にみえる。そこで正参軍に任ぜられた。

ここで注目されるのは、この人事は府主たる劉濬の意向に出たものではあるけれども、そこに文帝の意向も反映されていることである。璞は元来文帝の意向によって、皇子（はじめ鑠、のちに濬）の臣下として仕えるようになった。これ以後、璞は皇子の臣下、文帝の陪臣となったはずであるが、その遷官に際してはたえず文帝の意向が介在しており、完全に皇帝にとっての陪臣となったわけでもなかったのである。文帝のこのような皇子の臣僚人事への介入は、朋党形成に対する警戒という面からも説明が可能である。が、この劉濬と璞とのケースについては、もっぱら文帝の劉濬および璞に対する温情の面が強調されている。つまり、皇子劉濬のもとに優秀な人材を配置するという措置、さらにそれ以上に皇室と沈氏との恩義関係を次の世代にまでひきつぐための措置としての意味が、自序の文脈上明示されているといわなければならないであろう。

この人事ののちまもなく、璞は宣威將軍・盱眙太守に転任した。劉濬が刺史を務める南兖州の管下ではあるが、劉濬のもとを離れることとなった。これは北伐作戦の遂行をにらんでの人事であるかもしれない。いずれにせよこの盱眙郡城をめぐる北魏軍との間に激戦が展開され、璞は城を守り通し、その功績によって淮南太守に転任した。中書郎（五品）にも推挙されたが実現はしなかったという¹³。したがって、璞は淮南太守に在任し続けたのであるが、皇太子劉劭が文帝を殺害して即位するという事件がおこった。旧君である劉濬は劉劭の右腕ともいべき役割を果たしており、璞は大きな衝撃をうけた。

きわめて人格的な主従関係が広く見られることに注目し、このような私的結合関係の重層する社会として、魏晉南朝の社会に封建社会への傾斜を見いだしたのであった。川勝氏は、「公的な国家機構の内部において、先ず皇帝と勅任の官僚および將軍との間に一つの結合関係があり、この官僚將軍層とその属官との間にそれぞれ固有の結合関係が成立し、さらに属官とそれに附する下級將吏や客・門生などとの間にまた別の結合関係があつたとしなければならぬ。

大きくみて右の三層、実際にはもつと複雑な階層があつたであろう」と述べ、さらに「それぞれの私的結合体は主従のパーソナルな恩義関係によつて、おのおの固有の排他的、封鎖的な團結を作つていた」と指摘した¹⁵。川勝氏においては、直接の主君と部下との「排他的、封鎖的な團結」が重視され、そこに封建的性格が認められているといえよう。

南朝における皇帝權力の強化を重視する越智重明氏の場合も、州鎮長官と部下との関係に限る限り、川勝氏と方向を同じくしており、「東晉南朝の州鎮の官僚機構は自律的・独立的傾向を有するが、それは州將と部下との『恩恵』と『報恩』との関係に基づくところが大きい。……両者の私的結合関係が、天子と州將の部下との間の理念的・公的な支配Ⅱ服従関係をこえた、絶対的なものとなる可能性が十分にあるが、現実にそれが実現したことも多かつた」と述べている¹⁶。

さらに、州鎮長官と部下との関係をより具体的に検証した石井仁氏も、「もとより、六朝における方鎮は理念的には中央政府の出先機関であり、それを構成する軍府の長官と属佐も天子に直結され、天子を頂点とする中央集権国家を維持すべき官僚組織の一部と位置付けられ、觀念されていた。しかし、現実には方鎮は事実上地方に割拠する独立国の様相を呈し、軍府における長官と属佐の関係も、それに対応して事実上の『君臣関係』にあつたのである。すなわち、現実の州鎮は六朝社会の『封建制への傾斜』状況をもつとも端的に顕現させていたものといえよう」と、川勝氏

の理解を支持する結論を導いた。^{①②}

従来の諸研究が一致して指摘するように、直接の主君と部下との結びつきは当時において重要な意味をもっていたことはまちがいない。沈璞が直接の主君として長く仕えてきた劉濬との関係を疑われて処刑されたのも、顔竣の讒言によるとはいえ、その讒言が説得力をもつだけの背景は十分にあったといわねばならないだろう。では、自序が主張するごとき文帝との関係はどのように考えるべきか。これは、まず第一に沈林子以来の皇室との関係というこの家特有の事情を考慮すべきであろう。そのような特殊な関係をもちえず、直接の府主とだけしか私的情誼をもちえない寒門・寒人層の存在からいって、この一家の場合は直接に文帝の面接を受けるなど、皇室と特別の関係にあったといわなければならず、これを当時一般の状況と考えるべきではなからう。第二に、沈璞の場合は、皇帝の委嘱によつて皇子に仕えていたので、通常矛盾は生じないのだが、皇帝と皇子との間に対立を生じた場合にどちらの側に立つか、選択を迫られる局面にたちいたる。この意味においても特異なケースといふべきだろう。

がしかし、右の第二の点の選択という局面についていうと、皇帝との直接的関係をもたない寒門・寒人の場合においても、複数の府主の属官を経歴した場合には、もとの主君と現在の主君との間で選択を迫られる局面がおりえたことに注意する必要がある。この点については、渡辺信一郎氏が「皇帝——命官の第一次的君臣関係は皇帝に収斂する一元的関係であるが、官長——属吏の第二次的君臣関係は官府組織に規定されているため、官長の転任などによつて複数の君臣関係が結ばれることとなり、複数・多元的である。複数・多元的な第二次的君臣関係のなかで、どれをより重要な関係とするかについては、個人が選択的に決定できた」と明確に指摘している。^③このように、複数・多元的な君臣関係が存在し、その関係の中からどれを優先するかは個人の選択に委ねられた。そのような状況が沈約自序

『宋書』沈約自序について

の叙述する林子一家と皇室との主従君臣關係の叙述にも反映されていることが確認できよう。

この時期の人と人とりが結び結ぶ關係という点からいえば、官僚（より広くは士大夫）相互の交友關係もとりあげねばならない。顔竣が沈璞を讒言したのも、璞に交際を申し込んで断られたのが原因であると自序が主張するように、この種の交友關係も重要であった。實際、自序には、沈璞が北魏軍の猛攻から盱眙郡城を守りぬいた後に、安否を氣遣う手紙が宣城太守王僧達（琅邪の王氏）から寄せられたことが記述されており、主従君臣というタテの關係のほかに、ヨコの交友關係も結んでいた。さらにいえば、林子の父と祖父とは天師道教団にも深くかかわっており、林子自身にも盧循からののはたらきかけがあった。当時の官僚社会に生きる人間は、主従關係が多元的であるというだけでなく、それ以外にも多様な人間關係を取り結んで生きていたのであり、その状況の一端を沈約自序から垣間見ることができるのである。

おわりに

『宋書』沈約自序について、宋皇室劉氏と沈氏との主従關係を中心にみてきた。沈約が沈林子一家と宋皇室との關係を、時に宋文帝の中詔を引用しつつ詳述したのは、劉濬個人との特別な關係を讒言されて非業の死をとげた父沈璞の冤罪を晴らすという意味があったと考えられる。が、そのような讒言が行われたこと自体、当時において特定の官長と屬吏との間に主従關係が成立するのが一般的であったことの証左でもある。しかし一方、そのような主従關係の「排他的、封鎖的」性格は限定的にとらえねばならないことも確かなのである。「排他的、封鎖的」な關係が成立するため

には、「重々累々たる私的結合体」の中から各人がどれを優先するかという選択の段階をふむ必要があつたからである。その意味では、長く劉濬の属吏をつとめたということが即劉濬の朋党ということにはならないのであり、沈約は劉濬の父であり主君でもある文帝からの委嘱を強調することによって、沈璞の場合は劉濬個人との関係ではなく、むしろ林子の代からの皇室との関係であることを主張していると考えられるのである。

注

- (1) 川合康三「中国の自伝文学」(創文社、一九九六年)二八頁を参照。なお、本自序の訳注は、拙稿「訳注『宋書』沈約自序(一)」(『北海道大学文学部紀要』四六一一、一九九七年)、「同(二)」(『同』四六一二、一九九八年)を参照。
- (2) ②については、拙稿「沈約『宋書』の華夷意識」(『東北大学東洋史論集』六、一九九五年)、③については、拙稿「沈約の地方政治改革論」(『中国中世史研究統編』、一九九五年)でとりあげたことがあるが、「史臣曰」の条等を中心にした分析であり、自序の論点との関連には言及していない。
- (3) 川勝義雄「劉宋政権の成立と寒門武人」(『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年所収)三一九―三二〇頁の見解を参照。藤森健介「晋宋革命と江南社会」(『史林』六三―二、一九八〇年)は、林子と「宗人」沈叔長が一緒に従軍している例も示して、「彼等は劉裕政権に個々の寒門武人としてではなく、在地における勢力を背景として参加したと考えられる」(五三頁)と述べる。「劉裕政権」という表記から考えると軍団への参加形態について述べた文章ではないのかもしれないが、林子が「宗人」沈叔長を率いる形で参加ではなく、林子と沈叔長とが個々に従軍しているので、これを根拠のひとつとして、「在地における勢力を背景として」ということを導き出すことは無理であると考ええる。なお、藤森氏はほかの根拠として、林子が劉裕に投降した時に「老弱」を引きつれてきたともあげているが、これも林子兄弟と祖母や母のことであつて在地における勢力とはいいがたいし、のちに沈田子が後秦遠征に参加した時に率いた「江東の勇士」にしても、沈氏の勢力下ないしは影響下にあつた兵士と限定すべき根拠はないのである。
- (4) 天師道教団の組織一般については、吉川忠夫「中国人の宗教意識」(創文社、一九九八年)九四―九六頁および小林正美「中国の道教」(創文社、一九九八年)一〇二頁以下を参照。

『宋書』沈約自序について

(5) 先に劉裕に投降した際にも、「老弱をつれていったのは林子であったという点とあわせて考えれば、家長の地位にあったのは林子であった。この時、家族つまり林子の祖母(ただしこの時点まで生存していたか不明)・母らは、先に林子が呉興へ帰った際に同伴し、そのまま呉興に残っていたのであろう。この際の家族に兄の淵子や田子は含まれていないが、それにしても家を継承したのは、林子ということになるだろう。当時の貴族の家の家長については、吉川忠夫「梁の徐勉の『誠子書』」(『東洋史研究』五四―三、一九九五年)が参考になるが、徐勉の場合は、長子に家長をつがせている。林子のように兄たちをさしおいて家長となるというのは、何らかの理由によるのかもしれないが、不詳である。

(6) 中兵參軍については、越智重明「州將蕭衍の拳兵をめぐって」(『軍事史学』九、一九六七年)二八―三二頁を参照。

(7) 『宋書』卷四四謝晦伝によれば、謝晦は、孟昶の建威府中兵參軍に起家したが、孟昶の死去により、劉裕の太尉府に入って參軍となり、一度予州治中從事に出たあと、太尉主簿となり、太尉從事中郎に転じ、宋王国の右衛將軍となり、ついで侍中を加えられている。秘書長ともいべき主簿に任ぜられているところに、謝晦もまた劉裕の腹心であったことが示されている。なお、劉義隆の府佐には、林子のほか司馬・領南郡相(府事代行)の張邵、長史の王曇首、主簿の王華らがあり(『資治通鑑』卷一一八義熙十四年正月の条)、幼い義隆のために林子が特別に割愛されたとする自序の記述には明らかに誇張がある。謝晦と同等であるかのような記述も、その後の謝晦の榮達との差をみれば、同様に誇張であろう。だがしかし、それにも拘らず劉裕の腹心としていつも身辺に侍っていたことは事実であり、この時点で劉裕のもとをなれて義隆のもとへ移されたことも事実なのである。義隆の府への割愛は、張邵らのような補佐役としてではなく、自分に対するのと同様の忠勤を期待してのことであつたらう。

(8) 駙馬都尉といえは、公主に尚した者が直ちに拜せられる六品官(『宮崎市定全集』六九品官人法、岩波書店、一九九二年、三五頁)を連想するが、『宋書』卷四〇「百官志下」「奉朝請」に、

永初已來、以奉朝請選雜、其尚主者唯拜駙馬都尉。
とあり、永初年間(四二〇―四二二)以降、駙馬都尉奉朝請である者は、公主に尚した者ではなく、従つてその待遇も一段と下がる
ことが考えられる。晋宋革命に際して功勞のあつた沈林子のような家が多数出現して、その家の後継者に与えるポストとして駙馬都尉・奉朝請が乱発されて価値が下落し、そのような状況への対応として真に特別の待遇を与えるべき公主の配偶者には、駙馬都尉のみが授
与されるようになったのではなからうか。

(9) 中詔については、自序の別の箇所の原注に、

凡中詔今悉在古、猶法書典書也。

とあって、朝廷（尚書省）に保管されていた詔勅集であろう。「隋書」卷三五經籍志四には、南齊の『武帝中詔』十卷が梁に存在していたことが注記されている。また、宋の『永初已來中書雜詔』二十卷も梁に存在していたと注記する。中詔とは、中書が作成した詔であろう。越智重明『魏晉南朝の貴族制』（研文出版、一九八二年）も中詔は「中書省でつくる」（三七三頁）とする。尚書省の案奏を天子が裁可して詔としたものなどとは異なって、天子の意思がより直接的に表明されていると考えてよく、本文の事例はまさしく文帝個人の意味表明にほかならない。

(10) 劉義康が宰相として実権をふるうようになり、やがて兄の文帝と対立して失脚し、その後も義康擁立の動きがみられたことなどについては、安田二郎「元嘉時代史への一つの試み——劉義康と劉劭の事件を手がかりに——」（『名古屋大学東洋史研究報告』二、一九七三年）を参照。

(11) 拙稿「訳注『宋書』沈約自序（二）」（前掲）五九〜六〇頁。

(12) 安田二郎「元嘉時代史への一つの試み」（前掲）八六頁。文帝が皇子のもとに朋党が形成されるのを警戒していたという記述は、『宋書』卷七五顔竣伝にみられる。

（竣）出為世祖撫軍主簿、甚被愛遇、竣亦尽心補益。元嘉中、上不欲諸王各立朋党、將召竣補尚書郎、吏部尚書江湛以為竣在府有称、不宜回改、上乃止。遂随府轉安北・鎮軍・北中郎府主簿。

第三皇子駿（世祖）の撫軍將軍府の主簿であった顔竣を、文帝が中央に召還して尚書郎に任命しようとしたが思い止まり、顔竣は府主の昇進にしたがって安北・鎮軍・北中郎府主簿に転任したというのである。同書卷七七顔師伯伝にも、文帝が駿の府佐の人事に介入した例がみえる。

世祖鎮尋陽、啓太祖請為南中郎府主簿。太祖不許、謂典籤曰、「中郎府主簿那得用顔師伯。」世祖啓為長流正佐、太祖又曰、「朝廷不能除之、郎可自板、亦不宜署長流。」世祖乃板為參軍事、署刑獄。

この場合は、駿が顔師伯を南中郎府の主簿にすることを上啓して許されず、長流參軍に変更しても許されず、結局、府主の裁量による板授にせざるをえなかつたばかりか、長流から刑獄に格下げされている。この介入の理由については明記されないが、それまで州主簿

『宋書』沈約自序について

や行参軍を歴任してきた顔師伯を府主簿や長流参軍にするのは破格にすぎるから板授の刑獄参軍にしたということであつて、顔竣を中央に召還しようとした場合とは異なると考えられる。「文帝に寵愛されず、しきりに外藩に出て、都にとどまることができなかった」(同書卷七一徐湛之伝)という駿の場合には、とりわけその府佐が朋党化しないようにとの配慮が働いたことを想定しなければならぬが、駿に限らず皇子の府佐以下の人事まで文帝が詳細に把握し、自らの意向をそこに反映させようとしていたことは、同書卷九二凶伝の次の記事からもうかがうことができる。この記事は、皇太子劉劭と劉濬による文帝呪殺の陰謀にからんだ複雑な内容であるので、東陽公主の奴であつた陳天興を劉劭の東宮府の隊主に任命したことを文帝が詰問した件のみを抽出してみる。なお、この時点ではまだ上記陰謀は文帝の知るところとなつてはいない。

文帝は陳天興が隊主になつたことを知り、宦官を劭のもとに派遣してきて、隊主に奴を抜擢したことに關して詰問した。劭は「東陽公主の奴であつた陳天興が、兵隊をひきいてみたいといつてきたので、自分は『部隊をまかせるとはゆかぬ。もし賊を撃つことができるなら、隊にはいるように。』と答え、その際には冗談と思つたので、まったく忘れておりました。その後天興が道で隊主の地位を求めてきたので、過去の言動を思い出し、食言するにしのびず、彼を呼んで面接して、体格が頑健で、戦闘にたええと判断しました。もしそうであるなら、監礼兼隊副にしたいと思つているところです。このごろ隊主クラスには勤務年限の多い者を採用しておりますが、意欲や才能ある者もあわせて採用しております。人名のリストを提出したいと思ひます。」と答えた。

文帝が東宮の隊主クラスの人事にまで関心を示していたことが知られる。文帝の専制志向をここに読み取ることが可能であるが、それと同時に皇子を補佐する人材についての細やかな配慮でもあつたと考えるべきであろう。

(13) この記述にも「この事は宋の文帝の中詔にみえる」という原注が付されている。前にも言及したように、約の父や伯父にとつて非常に名譽ある人事が行われた場合、その信憑性を客観的に示すという意味がこの原注にはあると考えられる。

(14) 『宋書』卷七五顔竣伝にとくに皇族諸王の朋党に關する記述がみられる(注12)のも顔竣こそが劉駿の朋党なのであつて、璞と劉濬との場合とは異なることを主張するものではなからうか。

(15) 「門生故吏關係」(前掲『六朝貴族制社会の研究』所収)二九一〜二九二頁。

(16) 「南朝の国家と社会」(岩波講座『世界歴史』五、一九七〇年所収)一九一〜一九二頁。

(17) 「梁の元帝政權と荊州政權——『随府府佐』再論——」(『集刊東洋学』五六、一九八六年)一四頁。

- (18) 『中国古代国家の思想構造——専制国家とイデオロギ』(校倉書房、一九九四年)三四五頁。なお、越智重明『魏晋南朝の貴族制』(前掲)には、「今君と旧君との対比においては今君の方が重んぜられるべきであり、そこではかつて旧君との間に存在していた恩恵・報恩の関係は自ら薄くなる。少くとも今君と旧君とが相反する行動をとったとき、旧君との間の恩恵・報恩の関係そのものが通常機能しなくなる」(三七頁)という指摘があり、たしかに今君との関係を優先する事例が多いと考えるが、それは各人の選択の結果なのであり、渡辺氏のようにとらえるのが的確であろう。その方が、越智氏自身の「同一人物が、その程度に大きい差はあるにしても、同時に複数の君の臣となることは、もちろん漢六朝にあつても多数見られるが、こうしたことは、我が国のようないわゆるタテ社会では出現しにくいものである。こうした点に関しては、中根千枝氏の説かれる、中国がヨコ社会であつたという点が重要な意味をもっている」(三八頁)という論点とも整合すると考へる。
- (19) 拙稿「訳注『宋書』沈約自序(二)」(前掲)六三〜六四頁。
- (20) 川勝義雄「門生故吏関係」(前掲)二九二頁。
- (21) 沈約が宋齊革命の際に宋王朝に殉じた袁粲の評価に重大な関心を寄せたことも、宋皇室と約の父祖との関係においてとらえることが可能であろう。安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理——袁粲・褚淵評を中心に——」(『東北大学文学部研究年報』三四、一九八五年)によれば、沈約の評価は、経世済民の立場から革命を推進した褚淵と宋王朝に殉じた袁粲とを基本的に同等に評価しつつも褚淵の方に傾斜を示しており、「内容的に極めて複雑でアンビヴァレントな様相を強くおびて」(三四頁)いる。沈約の祖父・父が武帝・文帝の君恩に浴しつつも、父の非業の死に終わったことが、君臣間のモラルについての思想的営為の主たる動機であつたことは確実である。